

町会長・自治会長 事務引継ぎ用資料

町会・自治会における手続きや任期交代による役員の
引継ぎ資料として参考にしてください。

麻生区町会連合会

(平成30年3月版)

目 次

(1) 行政等からの依頼事項について

1 町会・自治会に係る届出について

| | |
|---------------------------|------|
| 住民組織調査票について | P. 3 |
| 自主防災組織変更届及び備蓄庫・資器材調査票について | P. 4 |
| 広報紙（市政だより等）の配布担当者等の変更について | P. 4 |

2 各種委員の推薦について

①行政への推薦

| | |
|-------------------|------|
| 民生委員児童委員 | P. 5 |
| 廃棄物減量指導員 | P. 6 |
| 青少年指導員 | P. 6 |
| スポーツ推進委員 | P. 6 |
| 路上違反広告物除却推進協力員 | P. 7 |
| 地区婦人消防隊委員 | P. 7 |
| 国勢調査調査員 | P. 7 |
| 明るい選挙推進協議会委員 | P. 8 |
| 選挙投票事務従事者 | P. 8 |
| 川崎市美化運動実施麻生支部推進委員 | P. 8 |

②地区社会福祉協議会への推薦

| | |
|-----------------------|------|
| 地域福祉推進委員（柿生地区社会福祉協議会） | P. 9 |
| 地域賛同者（麻生東地区社会福祉協議会） | P. 9 |

3 広報紙の配布・回覧について

4 会費・募金等について

5 災害時要援護者避難支援制度について

(2) 町会・自治会支援事業等について

1 防犯・防災関係

| | |
|----------------------|-------|
| 防犯灯の新設 | P. 13 |
| 防犯灯の設置補助金交付制度 | P. 14 |
| 防犯灯の管理費及び補修費補助金交付制度 | P. 14 |
| 防犯カメラの設置補助金交付制度 | P. 15 |
| 自主防災組織活動助成金交付制度 | P. 15 |
| 自主防災組織防災資器材購入補助金交付制度 | P. 16 |

| | | |
|-------|-----------------------------|----------|
| 2 | 環境美化関係 | |
| | 資源集団回収事業登録団体奨励金交付制度 | P. 17 |
| | 廃棄物減量指導員支援団体報償金交付制度 | P. 17 |
| 3 | 広報紙関係 | |
| | 市政だより等配布謝礼金 | P. 18 |
| | 議会かわさき配布謝礼金 | P. 18 |
| | 選挙公報配布謝礼金 | P. 18 |
| 4 | 町会・自治会活動関係 | P. 19 |
| 5 | 表彰制度 | P. 20 |
| (3) | 自治会活動に係る保険制度について | |
| 1 | 自治会活動保険 | P. 21 |
| 2 | 川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度 | P. 21 |
| 参考資料1 | 町会への加入促進の取り組み事例 | P. 22、23 |
| 参考資料2 | H28・29年度 新任町会長自治会長研修の内容について | P. 24、25 |
| 参考資料3 | 麻生区役所等分野別お問合せ先 | P. 26 |

(1)行政等からの依頼事項について（平成30年4月1日現在）

- 1 町会・自治会に係る届出について
- 2 各種委員の推薦について
- 3 広報紙の配布・回覧について
- 4 会費・募金等について
- 5 災害時要援護者避難支援制度について

1 町会・自治会に係る届出について

- ◆ 住民組織調査票について
- ◆ 自主防災組織変更及び備蓄庫・資器材調査票について
- ◆ 広報紙（市政だより等）の配布担当者等の変更について

| | |
|---|---|
| 住民組織調査票について | 〔担当課〕 区役所 地域振興課 地域活動支援係 ☎965-5113 |
| 町会長・自治会長への連絡先、広報紙の配布先や配布・回覧部数など、住民組織の実態を把握するため、調査票の提出の依頼をしています。 | |
| 【依頼時期】 毎年3月下旬 【提出時期】 毎年5月初旬 ※会長等の変更が無い場合でも、提出をお願いします。 ※年度途中で会長等の変更がありましたら、随時御連絡ください。 ※次ページの「自主防災組織変更届及び備蓄庫・資器材調査票」と「広報紙（市政だより等）の配布担当者等変更について」も同時に提出の依頼をしています。 | |

| | |
|---|----------------------------------|
| 自主防災組織変更届及び備蓄庫・資器材調査票について | 〔担当課〕 区役所 危機管理担当 ☎965-5115 |
| 自主防災組織本部長への連絡や備蓄庫・資器材の管理状況を確認するため、上記住民組織調査票と一緒に提出の依頼をしています。 | |
| 【依頼時期】 毎年3月下旬 【提出時期】 毎年5月初旬 ※本部長等の変更がない場合でも、提出をお願いいたします。 ※年度途中で本部長等の変更がありましたら、随時御連絡ください。 | |

| | |
|---|-------------------------------------|
| 広報紙（市政だより等）の配布担当者等の変更について | 〔担当課〕 区役所 企画課 企画調整係 ☎965-5112 |
| 市政だより等の広報紙の配布担当者等（氏名、住所、部数など）を把握するため、上記住民組織調査票と一緒に提出の依頼をしています。 | |
| 【依頼時期】 毎年3月下旬 【提出時期】 毎年5月初旬（配布担当者・部数等の変更がある場合、随時） ※変更が無い場合、提出は不要。 ※年度途中の変更について 月末までに変更の受付をした分 ⇒ 翌月配送分から変更 （例）8月末までに連絡した場合、9月配送分（10月号）からの変更となります。 | |

2 各種委員の推薦について

①行政への推薦

- ◆ 民生委員児童委員
- ◆ 廃棄物減量指導員
- ◆ 青少年指導員
- ◆ スポーツ推進委員
- ◆ 路上違反広告物除却推進協力員
- ◆ 地区婦人消防隊委員
- ◆ 国勢調査調査員
- ◆ 明るい選挙推進協議会委員
- ◆ 選挙事務従事者
- ◆ その他（川崎市美化運動実施麻生支部 推進委員）

②地区社会福祉協議会への推薦

- ◆ 地域福祉推進委員（柿生地区社会福祉協議会）
- ◆ 地域賛同者（麻生東地区社会福祉協議会）

①行政への推薦

| | |
|---|------------------------------------|
| 民生委員児童委員 | 〔担当課〕 区役所 地域ケア推進担当 ☎965-5156 |
| 民生委員児童委員は、非常勤の特別職の公務員です。給与は支給されず、ボランティアとして、子育てや家族の介護に関する事、健康・医療に関する事など地域の皆さんの暮らしの相談・支援を行う大切な存在です。 | |
| 【任期（次期改選期）】3年（随時改選 年2回／次期改選 平成31年12月1日） | |
| 【推薦人数】複数名（原則220～440世帯に1人） | |
| 【依頼時期】平成30年3月1日現在、22町会・自治会において欠員が生じています。欠員地区の推薦は常時受付しています。 | |

| | |
|--|-------------------------------------|
| 廃棄物減量指導員 | 〔担当課〕 環境局 多摩生活環境事業所 ☎933-4111 |
| ごみの減量とリサイクルを推進するため、地域におけるボランティアリーダーとして、また、市と市民のパイプ役として活動しています。 | |
| 【任期】2年（平成30年4月1日～平成32年3月31日） ※任期中に減量指導員が交代する場合には、減量指導員変更届が必要になります。 様式がない場合は、多摩生活環境事業所までお問合せください。 | |
| 【推薦人数】原則町会ごとに270世帯に1人 | |
| 【次回依頼時期】平成32年2月（予定） | |

| | |
|--|---|
| 青少年指導員 | 〔担当課〕 区役所 地域振興課 地域活動支援係 ☎965-5113 |
| 青少年の健全育成を推進するため、地域の巡回パトロールや有害図書類の販売店の調査、「あさおわくわくウォーク」の運営などを行います。区青少年指導員会では広報紙「あさの実」を年2回発行。 | |
| 【任期】2年（平成30年4月1日～平成32年3月31日） | |
| 【推薦人数】1名以上 ※麻生区定数59名 | |
| 【次回依頼時期】平成31年12月（予定） | |

| | |
|---|--|
| スポーツ推進委員 | 〔担当課〕 区役所 地域振興課 地域スポーツ推進担当 ☎965-5223 |
| 地域におけるスポーツ活動を推進するため、壮年ソフトボール大会や女子バレーボール大会などの企画・運営を行います。区スポーツ推進委員会では広報紙「スポーツ・あさお」を年2回発行。 | |
| 【任期】2年（平成30年4月1日～平成32年3月31日） | |
| 【推薦人数】1名以上 ※麻生区定数46名 | |
| 【次回依頼時期】平成31年12月（予定） | |

| | |
|---|--|
| 路上違反広告物除却推進協力員 | 〔担当課〕 建設緑政局 路政課 屋外広告物係 ☎200-2814 |
| まちの景観を損ねるばかりか、歩行者にとって危険を伴うことにもなる、はり紙や立看板といった路上違反広告物を取り除く活動を実施します。 | |
| 【任期】2年（平成29年7月1日～平成31年6月30日） | |
| 【推薦人数】複数名 | |
| 【次回依頼時期】平成31年4月頃（予定） | |

| | |
|---|---------------------------------|
| 地区婦人消防隊委員 | 〔担当課〕 麻生消防署 予防課 ☎951-0119 |
| 消防署において防火指導や各種研修を受講し、地域において火災予防広報の普及啓発を行うなど、地域に密着した活動を行います。 | |
| 【任期】2年（平成30年4月1日～平成32年3月31日） | |
| 【推薦人数】原則町会ごとに2人（100世帯未満の町会の場合、1人でも可） | |
| 【次回依頼時期】平成32年3月（予定） | |

| | |
|---|--------------------------------------|
| 国勢調査調査員 | 〔担当課〕 区役所 総務課 選挙統計担当 ☎965-5109 |
| 国勢調査は、すべての人と世帯を対象として国が5年ごとに実施している統計調査です。調査員は、担当調査区内の世帯への調査票の配布や回収などを行います。 | |
| 【任命期間】8月下旬から10月下旬（予定） | |
| 【推薦人数】複数名 | |
| 【次回依頼時期】平成32年5月頃（予定） ※平成32年国勢調査時 | |

| | |
|--|--------------------------------------|
| 明るい選挙推進協議会委員 | 〔担当課〕 区役所 総務課 選挙統計担当 ☎965-5109 |
| 区民の政治意識の向上と明るい選挙の推進を目的に、定例会や研修会への参加や、街頭啓発活動などを行います。 | |
| 【任期】2年（平成30年4月1日～平成32年3月31日） 【推薦人数】10人（各ブロック毎2～3人） 【次回依頼時期】平成32年1月（予定） | |

| | |
|--|-------------------------------------|
| 選挙投票事務従事者 | 〔担当課〕 麻生区選挙管理委員会事務室 ☎965-5109 |
| 投票日当日、投票管理者1名、投票立会人2名、投票事務従事者数名が、投票所の管理や選挙人の受付など投票事務に従事します。 | |
| 【推薦人数】複数名 【依頼時期】平成30年12月（予定） 第19回統一地方選挙（平成31年春執行予定） ※衆議院解散時（時期未定）は、別途、衆議院議員総選挙における従事者の依頼をさせていただきます。 | |

| | |
|---|---|
| 川崎市美化運動実施麻生支部 推進委員 | 〔担当課〕 区役所 地域振興課 地域活動支援係 ☎965-5113 |
| 市内統一美化活動への協力など、地域における美化運動を推進・実施します。 | |
| ※町会長・自治会長の充て職 【川崎市美化運動実施麻生支部感謝状の贈呈者の推薦】 推薦書を2月上旬に発送し、4月6日締め切りになります。 【市内統一美化活動の実施】平成30年9月30日（日）、例年9月下旬日曜日（予定） | |

②地区社会福祉協議会への推薦

| | |
|---|----------------------------------|
| 地域福祉推進委員(柿生地区社会福祉協議会) | 〔担当〕 柿生地区社会福祉協議会 ☎952-5500 |
| 地区社会福祉協議会は、地域住民が主体となり、自分たちの地域を自分たちの手でよくしていくことを目指して、地域の福祉課題に取り組む住民主体の任意団体です。柿生地区管内の町会・自治会から、地区社会福祉協議会の「委員会活動」に参加していただく「地域福祉推進委員」を推薦していただいています。 | |
| 【任期】2年(平成30年度～平成31年度) 【推薦人数】1～2名(任意) 【次回依頼時期】平成30年3月頃から依頼予定(締切りは5月中旬頃) | |

| | |
|--|-----------------------------------|
| 地域賛同者(麻生東地区社会福祉協議会) | 〔担当〕 麻生東地区社会福祉協議会 ☎952-5500 |
| 地区社会福祉協議会は、地域住民が主体となり、自分たちの地域を自分たちの手でよくしていくことを目指して、地域の福祉課題に取り組む住民主体の任意団体です。麻生東地区管内の町会・自治会から、地区社会福祉協議会の「部会活動」に参加していただく「地域賛同者」を推薦していただいています。 | |
| 【任期】2年(平成30年度～平成31年度) 【推薦人数】1～2名(任意) 【次回依頼時期】平成30年4月上旬頃から依頼予定(締切りは5月中旬頃) | |

3 広報紙の配布・回覧について

市広報紙の配布・回覧

| | 配布回数 | 担当課 |
|--------|---|---|
| 市政だより | 月2回(1日・21日発行) ※1日号は、町会・自治会を通して配布。21日号は、新聞折込みで配布。 | 区役所 企画課 企画調整係 ☎965-5112 総務企画局 シティプロモーション推進室 ☎200-2287 |
| 県のたより | 月1回(1日発行) | 神奈川県政策局知事室 ☎045-210-3662 |
| 議会かわさき | 年4回(5月1日・9月1日・11月1日・2月15日発行) | 議会局 広報・報道担当 ☎200-3377 |

選挙公報の配布

| | 配布回数 | 担当課 |
|------|-----------------------------|----------------------------|
| 選挙公報 | 各選挙時において、各町会・自治会等を通じて各世帯へ配布 | 麻生区選挙管理委員会事務局 ☎965-5109 |

麻生区社会福祉協議会広報紙の配布・回覧

| | 配布回数 | 担当 |
|------|------------------|-------------------------|
| ほほえみ | 年3回(7月・11月・2月発行) | 麻生区社会福祉協議会 ☎952-5500 |

※上記以外にも、各種配布物や回覧をお願いすることがありますので、よろしく
お願いいたします。

4 会費・募金等について

| | 概 要 | 担当課 |
|------------------|---------------------------------------|--|
| 麻生区町会連合会会費 | 40円／世帯 依頼時期：6月 納入時期：7月 | 麻生区町会連合会事務局 (区役所地域振興課内) ☎965-5113 |
| あさお区民まつり 賛助金 | 100円／世帯 依頼時期：7月 納入時期：8月 | あさお区民まつり実行委員会事務局 (区役所地域振興課内) ☎965-5113 |
| 麻生防犯協会会費 | 50円／世帯 依頼時期：6月 納入時期：7月 | 麻生防犯協会事務局 (麻生警察署生活安全課内) ☎965-1780 |
| 麻生防火協会会費 | 30円／世帯 依頼時期：6月 納入時期：7月 | 麻生防火協会事務局 (麻生消防署予防課内) ☎951-0119 |
| 日本赤十字社会費 | 募集時期：5月 納入時期：7月 | 区役所地域ケア推進担当 ☎965-5156 |
| 区社会福祉協議会 賛助会費 | 1,000円／1口(複数口可) 依頼時期：2月 納入時期：3月 | 麻生区社会福祉協議会 ☎952-5500 |
| 赤い羽根共同募金 | 運動期間：10月 納入時期：11月 | 共同募金会川崎市麻生区支会 (麻生区社会福祉協議会) ☎952-5500 |
| 年末たすけあい募金 | 運動期間：12月 納入時期：12月 | 共同募金会川崎市麻生区支会 (麻生区社会福祉協議会) ☎952-5500 |

※金額等については、平成29年度のものです。

※町会長への依頼・納入時期や金額については、変更する場合がありますので、御了承ください。

5 災害時要援護者避難支援制度について

| | |
|---|----------------------------------|
| 災害時要援護者避難支援制度について | 〔担当課〕 区役所 危機管理担当 ☎965-5115 |
| 災害時に避難勧告等の情報が入手困難な人や、自力で避難できない、もしくは避難に時間を要し、家族等の支援を受けられない人で、当制度にあらかじめ登録した方について、自主防災組織に登録者名簿をお渡しし、災害発生時の避難支援等を依頼しています。 | |
| 【依頼時期】 申請のあった翌月に名簿をお渡ししています。 【依頼内容】 平常時：登録者の名簿管理や初回訪問（登録者の身体状況や避難支援の方法等の確認） 災害時：安否確認や避難支援等 | |

(2)町会・自治会支援事業等について（平成30年4月1日現在）

- 1 防犯・防災関係
- 2 環境美化関係
- 3 広報紙関係
- 4 町会・自治会活動関係
- 5 表彰制度

1 防犯・防災関係

- ◆ 防犯灯の新設
- ◆ 防犯灯の設置補助金交付制度
- ◆ 防犯灯の管理費及び補修補助金交付制度
- ◆ 防犯カメラの設置補助金交付制度
- ◆ 自主防災組織活動助成金交付制度
- ◆ 自主防災組織防災資器材購入補助金交付制度

| | |
|--|---|
| 防犯灯の新設 | 【担当】 麻生防犯協会（麻生警察署生活安全課内） ☎965-1780 |
| <p>毎年、町内会・自治会等からの要望に基づき、予算の範囲内で市が設置します。防犯灯を設置する場所は、町内会・自治会等において、設置場所周辺の住民の総意の上で決定してください。なお、防犯灯を設置することができる場所は、原則として①他の屋外照明との距離がおおむね25m以上ある場所、②不特定多数の人が通行する場所（集合住宅の駐車場や駐輪場、通り抜けができない場所等は除きます。）とします。</p> <p>また、予算に限りがありますので、専用柱（ポール）の設置ではなく、なるべく電柱への共架に御協力ください。設置する防犯灯は、20VAのLED防犯灯（道路幅が狭い場所等は10VAのLED防犯灯）となります。</p> <p>【手続き】毎年6月に町会長・自治会長あてに送付する「防犯灯新設要望書（仮）」に必要事項を記入し、麻生防犯協会あて御提出ください。市で設置場所の審査等を実施のうえ、予算の範囲内で設置していきます。</p> | |